

最高裁秘書第2816号

令和元年6月3日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月6日付け（同月8日受付、最高裁秘書第2407号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年3月30日付け事務総長通達「最高裁判所に勤務する裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等について」（片面で8枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁人能第356号

平成28年3月30日

最高裁判所大法廷首席書記官 殿

最高裁判所事務総局局課長 殿

司法研修所長 殿

裁判所職員総合研修所長 殿

最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総長 戸倉三郎

最高裁判所に勤務する裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判

所職員の勤務時間等について（通達）

最高裁判所に勤務する裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（最高裁判所事務総長及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）第23条（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第25条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する常勤を要しない職員を除く。以下「一般職員」という。）の勤務時間、休日、休暇、育児休業、育児短時間勤務、育児時間、自己啓発等休業及び配偶者同行休業については、下記により取り扱ってください。

記

1 通達の準用等

(1) 一般職員の勤務時間、休日、休暇、育児休業、育児短時間勤務、育児時間、自己啓発等休業及び配偶者同行休業については、次に掲げる事務総長通達を準用する。

ア 平成28年3月25日付け最高裁人能第285号事務総長通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等について」（以下「勤務時間等総長通達」という。）（記第2の定めを除く。）

イ 平成28年3月25日付け最高裁人能第287号事務総長通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の育児休業等について」（以下「育休等総長通達」という。）

ウ 平成28年3月25日付け最高裁人職第96号事務総長通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の専従許可及び短期従事許可について」（以下「専従等総長通達」という。）（記第1の7及び8の定めを除く。）

(2) 別表第1の左欄に掲げる事務総長通達の定め中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 権限の委任

別表第2の左欄に掲げる一般職員に対する次に掲げる事項に関する権限は、同表の右欄に掲げる者（その委任を受けた者を含む。以下「局課の長等」という。）に委任する。

(1) 勤務時間等総長通達記第3の2から8までの定めによる勤務時間及び休憩時間（以下「勤務時間等」という。）の割振りに関する事項（同5の(1)の窓口対応等の業務を行う必要がある者の指定に関する事項を含む。）

(2) 勤務時間法第7条第1項に規定する週休日及び勤務時間の割振りに関する事項

(3) 勤務時間法第8条に規定する週休日の振替等に関する事項

(4) 勤務時間法第13条に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることに関する事項

(5) 勤務時間法第13条の2第1項に規定する超勤代休時間の指定に関する事項

(6) 勤務時間法第15条第1項に規定する休日の代休日の指定に関する事項

(7) 勤務時間法第17条第3項及び第21条に規定する休暇の承認に関する事項

- (8) 勤務時間法第20条第1項に規定する指定期間の指定に関する事項
- (9) 人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）第21条の2に規定する総合的な健康診査を受けるため勤務しないことの承認に関する事項
- (10) 人事院規則10—6（職員のレクリエーションの根本基準）第5条に規定するレクリエーション行事に参加するため勤務しないことの承認に関する事項
- (11) 人事院規則10—7（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）（以下「規則10—7」という。）第5条に規定する妊娠婦である女子職員の健康診査及び保健指導を受けるため勤務しないことの承認に関する事項
- (12) 規則10—7第6条に規定する妊娠婦である女子職員の業務軽減及び妊娠中の女子職員の休息し、又は補食するため勤務しないことの承認に関する事項
- (13) 規則10—7第7条に規定する妊娠中の女子職員の通勤緩和の承認に関する事項
- (14) 規則10—7第9条に規定する産後の就業制限に関する事項
- (15) 人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）（以下「規則10—11」という。）第3条に規定する育児を行う一般職員の早出遅出勤務に関する事項
- (16) 規則10—11第6条に規定する育児を行う一般職員の深夜勤務の制限に関する事項
- (17) 規則10—11第9条及び第10条に規定する育児を行う一般職員の超過勤務の制限に関する事項
- (18) 規則10—11第13条に規定する介護を行う一般職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限に関する事項
- (19) 育児休業法第26条に規定する育児時間の承認に関する事項
- (20) 人事院規則17—2（職員団体のための職員の行為）第6条第1項に規定する許可
- (21) 3の定めによる他律的な業務により午後10時以降にまで及ぶ超過勤務を命

じた一般職員に対する遅出勤務の指定に関する事項

3 他律的な業務により午後10時以降にまで及ぶ超過勤務を命じた一般職員に対する遅出勤務の指定

(1) 勤務時間等総長通達記第3の1から5まで及び8の定めにより勤務時間等を割り振られている一般職員が、他律的な業務により午後10時以降にまで及ぶ超過勤務を命じられて勤務した場合には、当該超過勤務を命じられた日の翌日限り、当該一般職員の勤務時間等を、別表第3の割振り区分欄に掲げる区分に従い、同表の勤務時間欄及び休憩時間欄記載のとおりとすることができる。

(2) (1)の場合の勤務時間等の割振りは、割振り区分を指定することにより行う。

4 その他

この通達に定めるもののほか、勤務時間、休日、休暇、育児休業、育児短時間勤務、育児時間、自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関し必要な事項は、最高裁判所事務総局人事局長が定める。

付 記

1 この通達は、平成28年4月1日から実施する。

2 勤務時間等総長通達付記4の定め中「別紙第3記載の府のうち東京高等裁判所管内にある府」とあるのは「最高裁判所」と読み替えるものとする。

付 記（平成28年12月26日付け最高裁人能第1490号）

この通達は、平成29年1月1日から実施する。

付 記（平成30年6月28日付け最高裁人能第646号）

この通達は、平成30年7月1日から実施する。

(別表第1)

読み替える定め	読み替えられる字句	読み替える字句
勤務時間等総長通達記第3の3	別紙第3記載の庁	最高裁判所
育休等総長通達記3の(1)	別表の左欄に掲げる一般職員の区分ごとに、同表の右欄に掲げる裁判所（その委任を受けた者を含む。以下「各裁判所」という。）	最高裁判所事務総局人事局長（以下「人事局長」という。）
育休等総長通達記3の(2)から(6)まで	別表の左欄に掲げる一般職員の区分ごとに、各裁判所	人事局長
専従等総長通達記第1の2	専従許可申請書及びその写し 裁判所の長（高等裁判所にあっては高等裁判所長官、地方裁判所（管内の簡易裁判所及び検察審査会を含む。）にあっては地方裁判所長、家庭裁判所にあっては家庭裁判所長とする。以下「所属庁の長」という。）を経由して、任命権者に提出しなければならない。ただ	専従許可申請書 局課の長等を経由して、最高裁判所事務総局人事局長（以下「人事局長」という。）に提出しなければならない。

	し、 所属庁の長が当該一般職員の任命権者である場合には、 専従許可申請書のみで足りる。	
専従等総長通達記第1の 3から6まで	所属庁の長	局課の長等
専従等総長通達記第1の 3及び5	任命権者	人事局長
専従等総長通達記第2	所属庁の長	局課の長等

(別表第2)

一般職員の区分	局課の長等
大法廷首席書記官	事務総長
審議官	別に定める者
家庭審議官	家庭局長
裁判部に勤務する一般職員（大法廷首席書記官を除く。）	大法廷首席書記官
事務総局に勤務する一般職員（事務総長、審議官及び家庭審議官を除く。）	所属する局課の局課長
司法研修所に勤務する一般職員	司法研修所長
裁判所職員総合研修所に勤務する一般職員	裁判所職員総合研修所長
最高裁判所図書館に勤務する一般職員	最高裁判所図書館長

(別表第3)

割振り区分	勤務時間	休憩時間
遅出3班	午前10時から午後6時30分まで	午後1時から午後1時45分まで
遅出6班	午前10時45分から午後7時15分まで	